



答 申 第 1 0 号

平成12年12月4日

大阪府知事 齊藤 房江 様

大阪府環境審議会
会長 相賀 一郎



平成13年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について（答申）

平成12年12月4日付け公監第365号で諮問のあった標記について、
審議の結果、下記のとおり答申します。

記

諮問のあった平成13年度公共用水域及び地下水の水質測定計画については、
諮問で示された案を適当と認めます。

平成 13 年 度

公共用水域及び地下水の
水 質 測 定 計 画

大 阪 府

1 公共用水域の水質測定計画

平成13年度公共用水域の水質測定計画

(目的)

- 1 この水質測定計画は、水質汚濁防止法第16条第1項の規定により、大阪府域の公共用水域を常時監視するために行う水質等の測定について、測定する項目、測定の地点及び方法その他必要な事項を定めるものとする。

(測定点及び測定機関)

- 2 水質測定点、底質測定点及び測定機関は、別表-1及び別表-2のとおりとする。

(1) 水質測定点

河川：98河川 138地点 (環境基準点 87地点、準基準点 51地点)
 海域：大阪湾海域 22地点 (環境基準点 15地点、準基準点 7地点)

(2) 底質測定点

海域15地点 (12地点は水質測定の実環境基準点と、2地点は準基準点と重複)

(測定期間)

- 3 測定期間は、平成13年4月1日から平成14年3月31日までとする。

(測定項目)

- 4 水質及び底質の測定項目は、原則として次のとおりとする。

(1) 水質測定項目

	河 川	海 域
ア 人の健康の保護に関する項目(健康項目)	<ul style="list-style-type: none"> ・カドミウム・全シアン・鉛・六価クロム ・砒素・総水銀・アルキル水銀・PCB ・ジクロロメタン・四塩化炭素 ・1,2-ジクロロエタン・1,1-ジクロロエチレン ・シス-1,2-ジクロロエチレン ・1,1,1-トリクロロエタン ・1,1,2-トリクロロエタン ・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン ・1,3-ジクロロプロペン・チウラム・シマジン ・チオベンカルブ・ベンゼン・セレン・ふっ素 ・ほう素・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (但し、アルキル水銀については総水銀が 検出された時に限る。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・カドミウム・全シアン・鉛・六価クロム ・砒素・総水銀・アルキル水銀・PCB ・ジクロロメタン・四塩化炭素 ・1,2-ジクロロエタン・1,1-ジクロロエチレン ・シス-1,2-ジクロロエチレン ・1,1,1-トリクロロエタン ・1,1,2-トリクロロエタン ・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン ・1,3-ジクロロプロペン・チウラム・シマジン ・チオベンカルブ・ベンゼン・セレン・ふっ素 ・ほう素・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (但し、アルキル水銀については総水銀が 検出された時に限る。)
イ 生活環境の保全に関する項目(生活環境項目)	<ul style="list-style-type: none"> ・水素イオン濃度(pH)・溶存酸素量(DO) ・生物学的酸素要求量(BOD) ・化学的酸素要求量(COD:酸性法) ・浮遊物質量(SS)・大腸菌群数(E-Coli) ・全窒素(T-N)・全磷(T-P) 	<ul style="list-style-type: none"> ・水素イオン濃度・溶存酸素量 ・化学的酸素要求量(酸性法、アルカリ性法、 ろ過酸性法)・大腸菌群数 ・ノルマルヘキサノ抽出物質(油分) ・全窒素・全磷
ウ 特殊項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ノルマルヘキサノ抽出物質(油分) ・フェノール類・銅・亜鉛・溶解性鉄 ・溶解性マンガン・全クロム ・陰イオン界面活性剤・亜硝酸性窒素 ・硝酸性窒素・アンモニア性窒素 ・磷酸性磷・EPN 	<ul style="list-style-type: none"> ・フェノール類・銅・亜鉛・溶解性鉄 ・溶解性マンガン・全クロム ・陰イオン界面活性剤・プランクトン数 ・クロロフィルa・亜硝酸性窒素 ・硝酸性窒素・アンモニア性窒素 ・磷酸性磷・懸濁物質(浮遊物質量) ・懸濁物質の強熱減量・濁度・EPN
エ 特定項目	<ul style="list-style-type: none"> ・トリハロメタン生成能 	
オ 要監視項目	<ul style="list-style-type: none"> ・クロロホルム ・トランス-1,2-ジクロロエチレン ・1,2-ジクロロプロパン・p-ジクロロベンゼン ・イソキサチオン・ダイアジノン ・フェニトロチオン・イソプロチオラン ・オキシ銅・クロロタロニル・プロピザミド ・ジクロロボス・フェノカルブ ・イプロベンホス・クロロニトロフェン ・トルエン・キシレン ・フタル酸ジエチルヘキシル・ニッケル ・モリブデン・アンチモン 	/
カ その他項目	<ul style="list-style-type: none"> ・気温・水温・色相・臭気・透視度 ・塩素イオン・電気伝導率 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・気温・水温・色相・臭気・透明度 ・塩分・電気伝導率 等

(2) 底質測定項目

		海 域
ア	健康項目	・カドミウム・全シアン・鉛・砒素・総水銀・アルキル水銀・PCB
イ	一般項目	・水素イオン濃度・化学的酸素要求量・含水率・硫化物・酸化還元電位 ・強熱減量・総クロム・ノルマルヘキサン抽出物質（油分）
ウ	その他項目	・水深・性状・色相・臭気・泥温 等

(測定回数)

5 測定回数は下記を原則として、各地点については別表-2のとおりとする。

(1) 河川

- ① 全窒素、全燐については環境基準点で年4回以上、準基準点で年2回以上
- ② 大腸菌群数についてはA、B類型の環境基準点で年12回以上、準基準点で年4回以上
- ③ ①、②を除く生活環境項目については、環境基準点で年12回以上、準基準点で年4回以上
- ④ 健康項目については、利水状況、過去の検出状況、上流での当該物質の使用状況を検討の上、PCBを除く項目について、年2回以上（環境基準点では年4回以上が望ましい。）
- ⑤ 特殊項目及びPCBについては、年1回以上
- ⑥ トリハロメタン生成能については、水道利水のある必要な地点で年2回以上
- ⑦ 通日測定は、水質管理上重要な地点でかつ水質の日間変動の大きな地点で、生活環境項目について年1回以上（各1日について2時間間隔で13回採水分析する。）

(2) 海域

- ① 大腸菌群数についてはA類型の環境基準点で年12回以上
- ② ノルマルヘキサン抽出物質についてはA、B類型の環境基準点で年12回以上
- ③ ①、②を除く生活環境項目については、環境基準点で年12回以上、準基準点で4回以上
- ④ PCBを除く健康項目については年2回以上
- ⑤ 特殊項目及びPCBについては年1回以上
- ⑥ 底質は一般項目及びその他項目については年2回以上、健康項目については年1回以上

なお測定月は原則として次のとおりとする。

測定回数	測定月
年間1回	8月
年間2回	8月、翌年2月
年間4回	5月、8月、11月、翌年2月
年間6回	5月、7月、8月、11月、翌年1月、翌年2月
年間12回	毎月

(試料の採取等)

6 試料の採取等については、原則として次のとおりとする。

- (1) 試料採取の実施に当たり、健康項目については、水域の水量いかに関わらず随時、生活環境項目については、水域が通常の状態（河川の場合は低水量以上の流量がある時、海域の場合は小潮時）にある時期とする。
- (2) 流量観測は、採水時に測定点で実施し、環境基準点で年6回程度、準基準点で年2回程度行う。
- (3) 河川における試料採取は、流心で行い、6時間間隔で4回採取し、混合試料とする。ただし気温、水温及び水素イオンについては、個々の試料について測定する。また、次のものについては午後3時に最も近い採水時のものとする。
 - ・生活環境項目の溶存酸素及び大腸菌群数
 - ・健康項目（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を除く）
 - ・特殊項目（硝酸性窒素、亜硝酸性窒素、アンモニア性窒素、磷酸性磷及び陰イオン界面活性剤を除く）
 - ・要監視項目
 なお、流況変動の小さい河川等については、この限りでない。
- (4) 以上の他、水質調査方法（昭和46年環水管第30号）を準拠する。

（測定方法等）

- 7 測定方法及び報告下限値等は、原則として別表-3のとおりとする。
なお、この方法によらない場合には、測定結果の報告の際に特記するものとする。

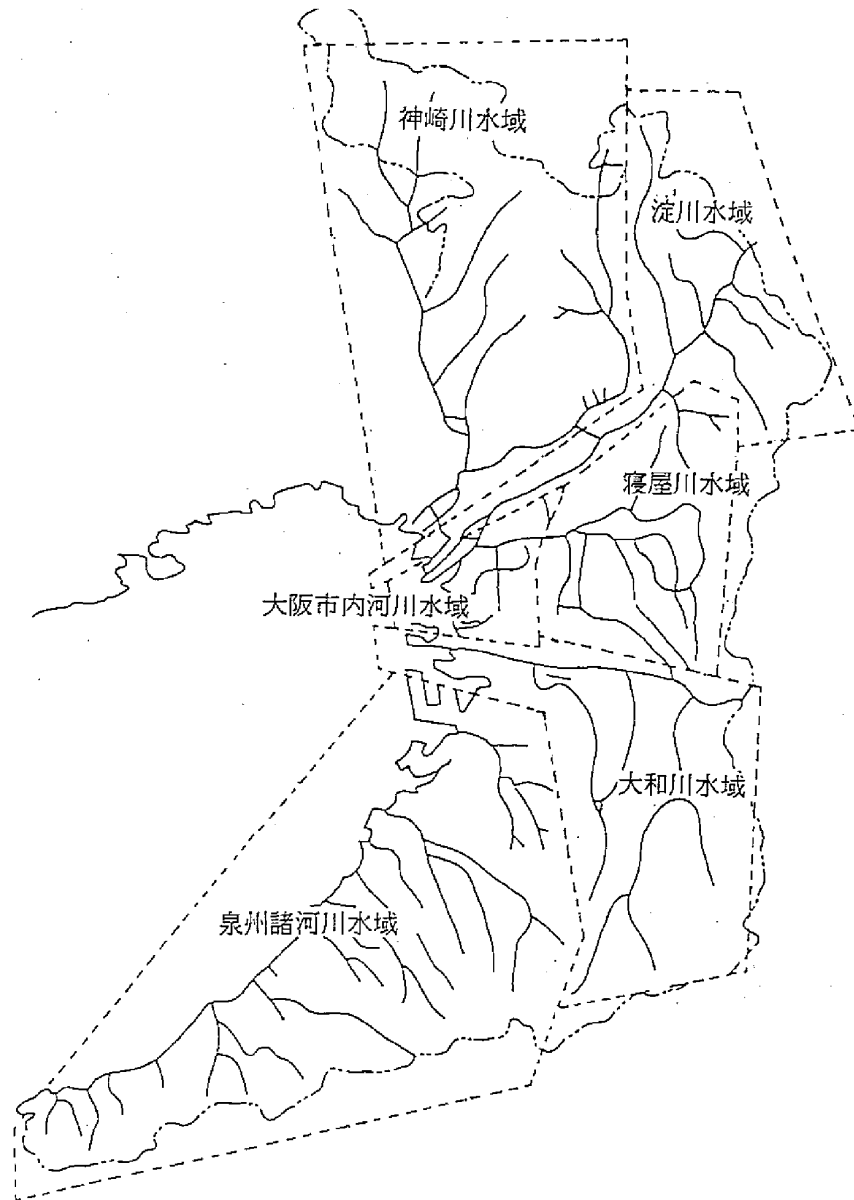
（測定結果の報告）

- 8 測定結果は次のとおり大阪府へ報告するものとする。
(1) 測定結果の報告は、別途指定の様式により行うものとする。
(2) 報告の時期は、測定結果が出しだい速やかに行うものとする。
(3) 健康項目の測定結果で環境基準値を超える値が検出された時は、直ちに報告するものとする。

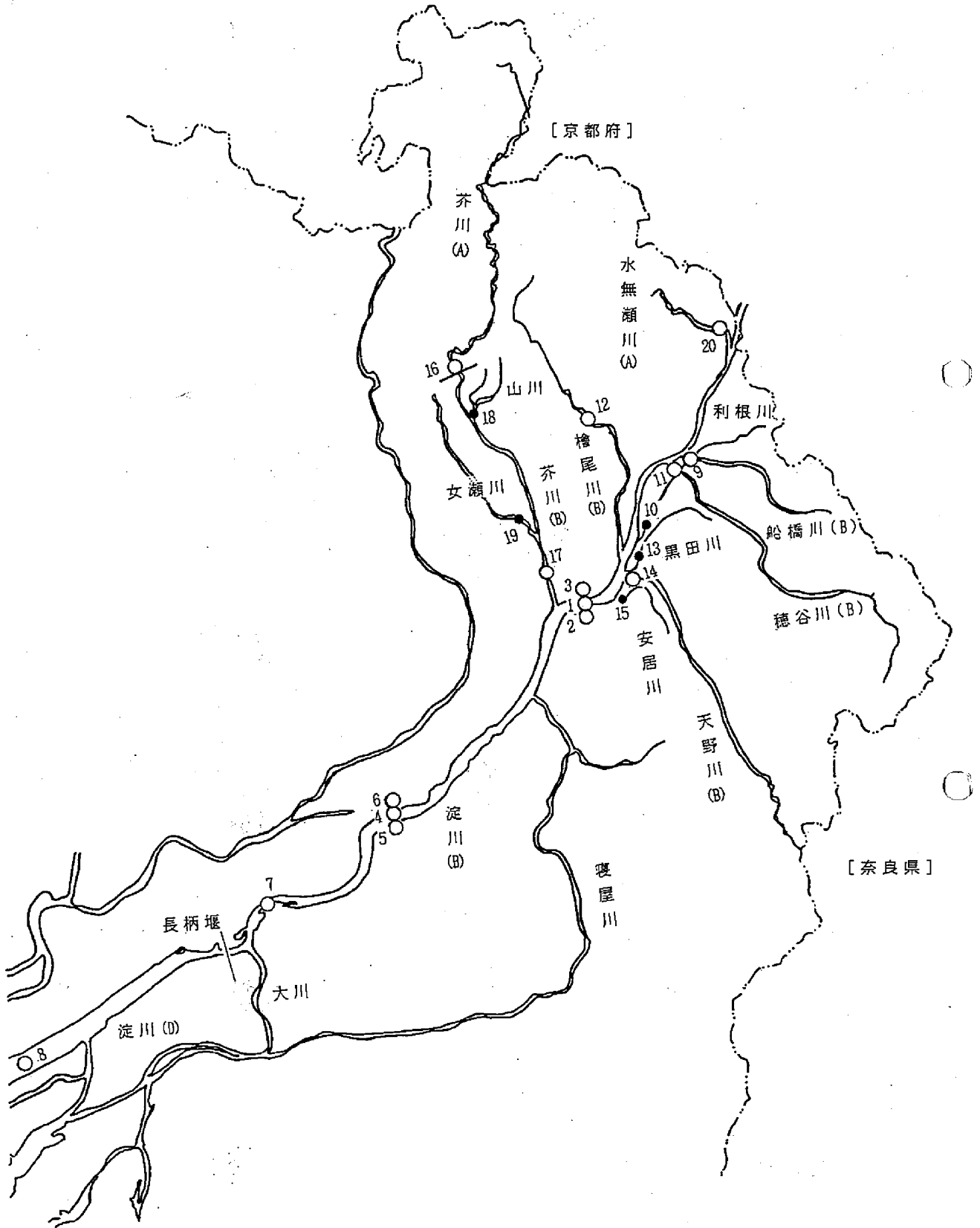
（その他）

- 9 その他、本計画に定めのない事項については、測定機関と協議のうえ定める。

河川の水質測定水域区分



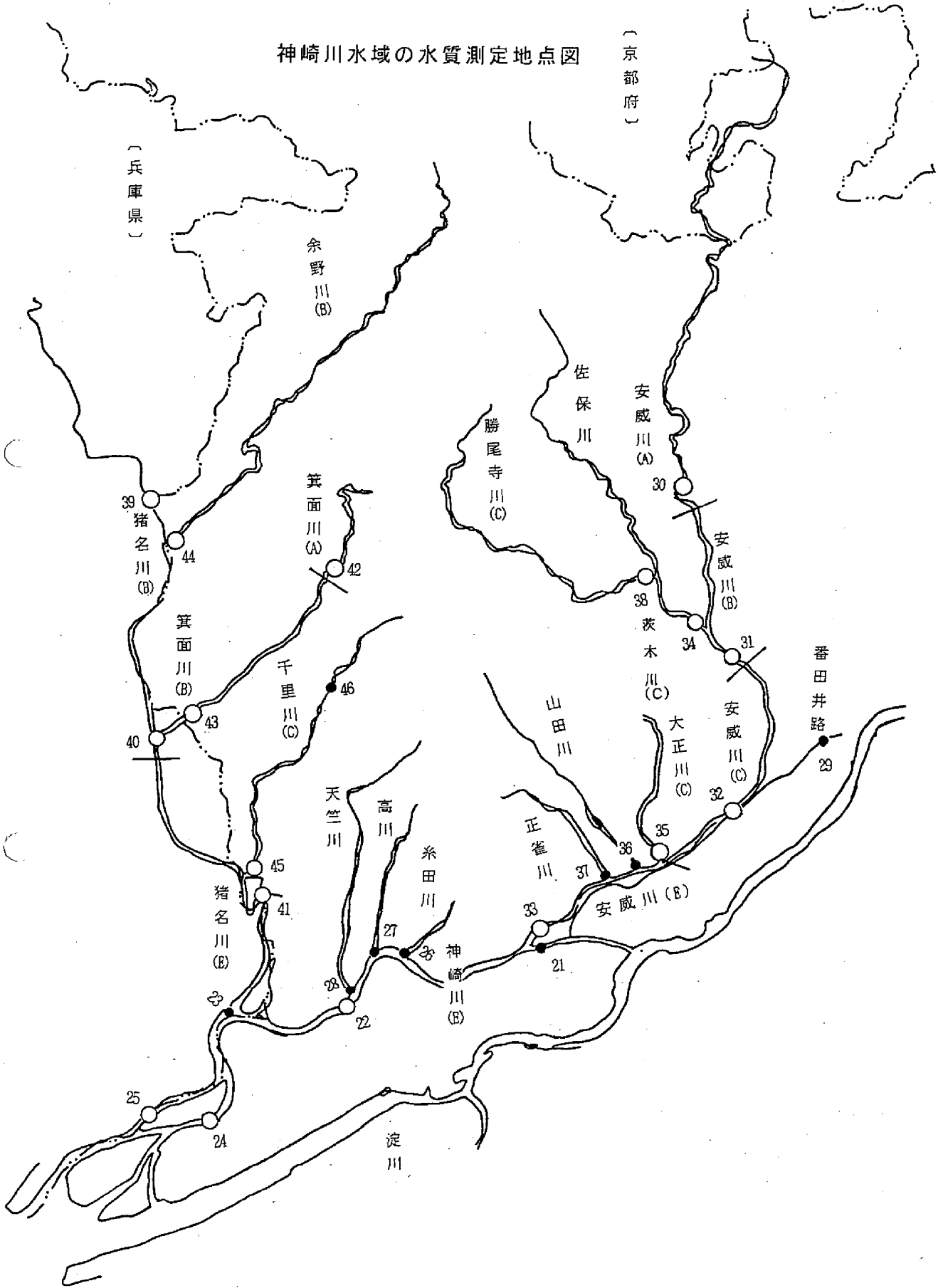
淀川水域の水質測定地点図



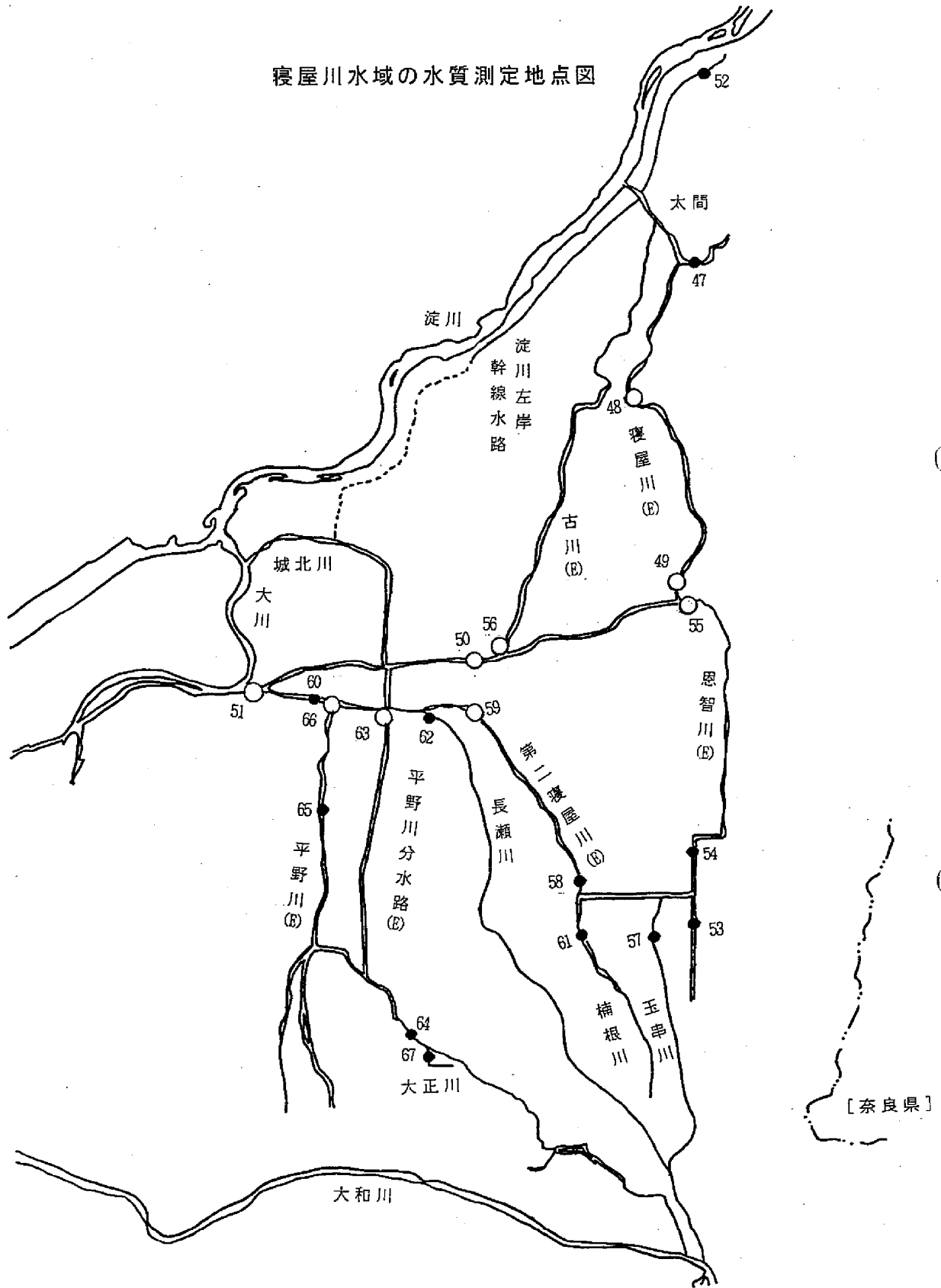
神崎川水域の水質測定地点図

(京都府)

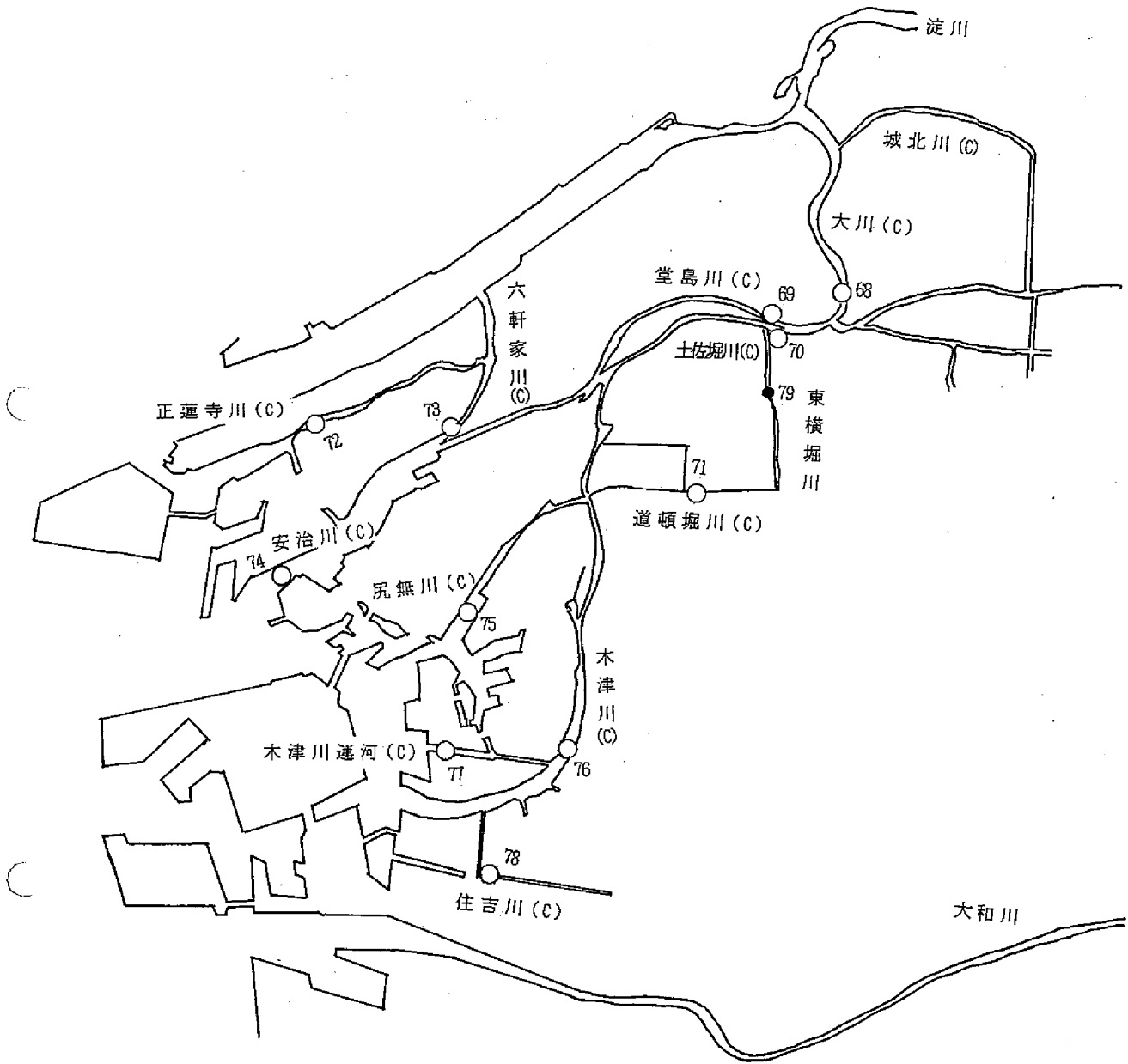
(兵庫県)



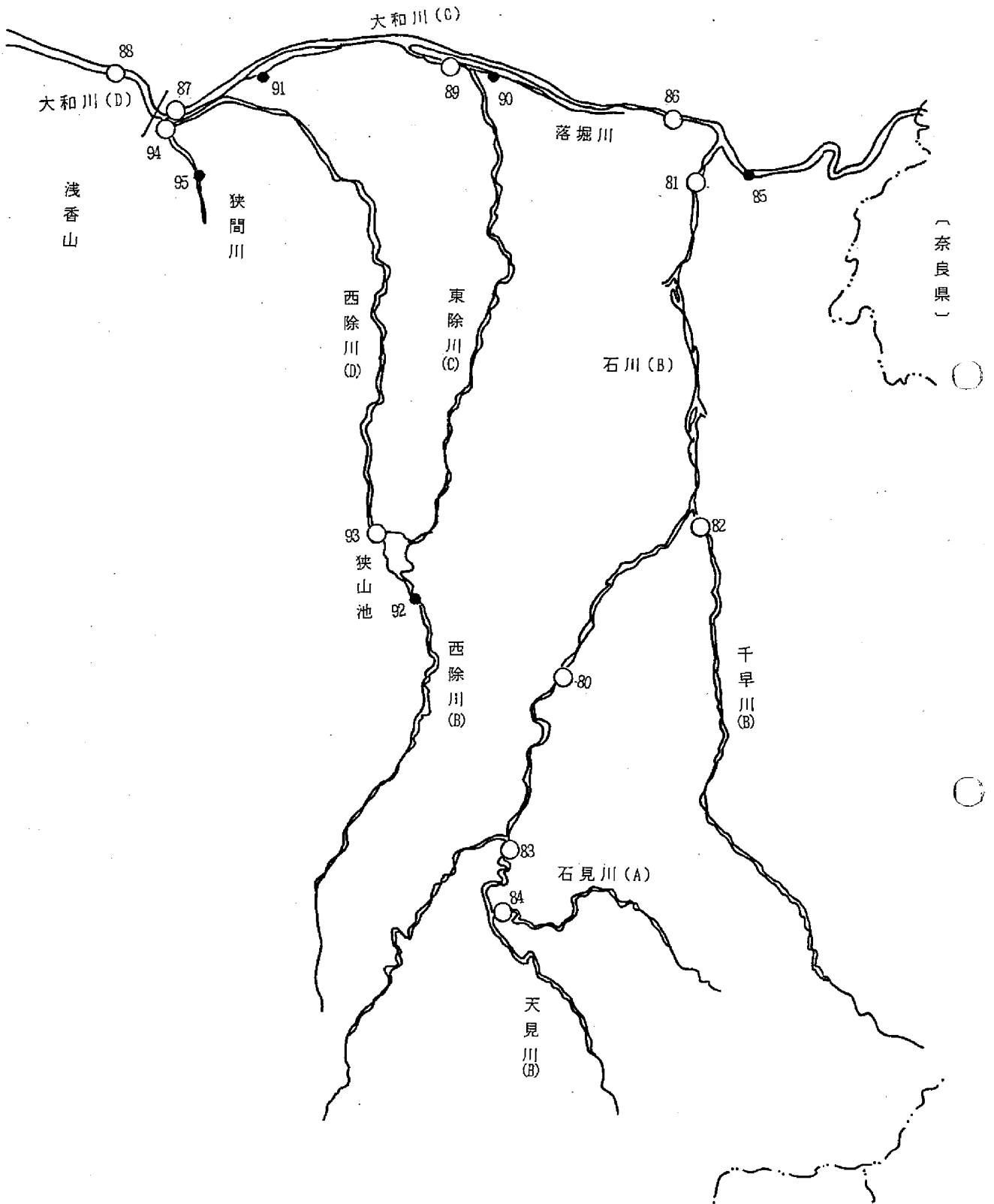
寝屋川水域の水質測定地点図



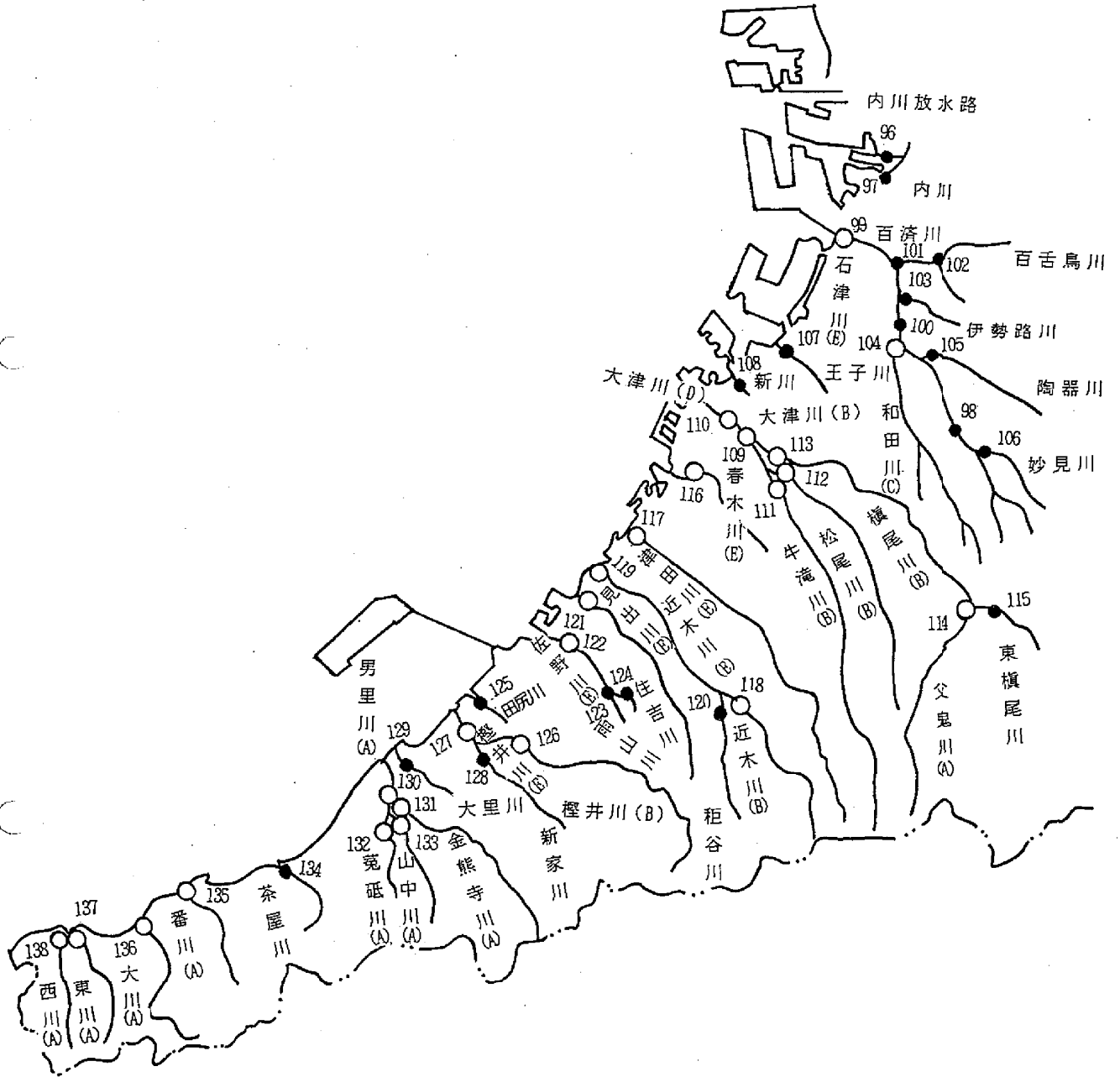
大阪市内河川水域の水質測定地点図



大和川水域の水質測定地点図



泉州諸河川水域の水質測定地点図



別表-1

測定点及び測定機関総括表

測定機関	調査区分	水 質 測 定													底質測定		
	水域 測定点 区分	河 川											海 域		海 域		
		淀川 水 域	神崎川 水 域	寝屋川 水 域	大阪市 内河川 水 域	大和川 水 域	泉州諸 河 水 域	河 川 合 計	大阪湾	大阪湾							
大阪府	環境基準点	1	7	2		6	22	38	15								
	準基準点	1	9	2		3	9	15	53	15							15
近畿地方 建設局	環境基準点	9	3			4		16									
	準基準点	9	3			1	5	1	17								
大阪市	環境基準点		1	5	11			17									
	準基準点		1	2	7	1	12	4	21	6	6						
堺市	環境基準点					1	2	3									
	準基準点					1	2	10	13	1	1						
豊中市	環境基準点		1					1									
	準基準点		2	3				2	3								
吹田市	環境基準点																
	準基準点		3	3				3	3								
高槻市	環境基準点	2						2									
	準基準点	2	4	1				3	5								
枚方市	環境基準点	3						3									
	準基準点	3	6		1	1		4	7								
茨木市	環境基準点		5					5									
	準基準点		5					5	5								
八尾市	環境基準点																
	準基準点				5			5	5								
寝屋川市	環境基準点			1				1									
	準基準点			1	2			1	2								
東大阪市	環境基準点			1				1									
	準基準点			3	4			3	4								
合 計	環境基準点	15	17	9	11	11	24	87	15								
	準基準点	5	20	12	21	5	16	51	138	7	22						15

別表-3

測定方法一覧表

(水質)		測定方法			
区分	測定項目	測定方法	記載方法		
			有効数字	小数点以下報告下限値	
健康項目	カドミウム	日本工業規格(以下「JIS」という。)K0102 55	2桁	3桁まで	0.001mg/L
	全シアン	「JIS K 0102 38.1.2及び38.2」又は「JIS K 0102 38.1.2及び38.3」	2桁	1桁まで	0.1ng/L
	鉛	JIS K 0102 54	2桁	3桁まで	0.005mg/L
	六価クロム	JIS K 0102 65.2	2桁	2桁まで	0.02mg/L
	砒素	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2	2桁	3桁まで	0.005mg/L
	総水銀	昭和46年環境庁告示第59号(以下「環境基準告示」という。)付表1	2桁	4桁まで	0.0005mg/L
	アルキル水銀	環境基準告示付表2	2桁	4桁まで	0.0005mg/L
	PCB	環境基準告示付表3	2桁	4桁まで	0.0005mg/L
	ジクロロメタン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2	2桁	3桁まで	0.002mg/L
	四塩化炭素	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	2桁	4桁まで	0.0002mg/L
	1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2	2桁	4桁まで	0.0004mg/L
	1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2	2桁	3桁まで	0.004mg/L
	1,1,2-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2	2桁	3桁まで	0.004mg/L
	1,1,1-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	2桁	4桁まで	0.0005mg/L
	1,1,2-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	2桁	4桁まで	0.0006mg/L
	トリクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	2桁	3桁まで	0.002mg/L
	テトラクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	2桁	4桁まで	0.0005mg/L
	1,3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1	2桁	4桁まで	0.0002mg/L
	チウラム	環境基準告示付表4	2桁	4桁まで	0.0006mg/L
	シマジン	環境基準告示付表5の第1又は第2	2桁	4桁まで	0.0003mg/L
	チオベンカルブ	環境基準告示付表5の第1又は第2	2桁	3桁まで	0.002mg/L
	ベンゼン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2	2桁	3桁まで	0.001mg/L
	セレン	JIS K 0102 67.2又は67.3	2桁	3桁まで	0.002mg/L
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	硝酸性窒素にあってはJIS K 0102 43.2.1、43.2.3又は43.2.5、亜硝酸性窒素にあってはJIS K 0102 43.1	2桁	2桁まで	0.08mg/L
	ふっ素	JIS K 0102 34.1又は環境基準告示付表6	2桁	2桁まで	0.03mg/L
	ほう素	JIS K 0102 47.1若しくは47.3又は環境基準告示付表7	2桁	2桁まで	0.02mg/L
	生活環境項目	水素イオン濃度	JIS K 0102 12.1	—	1桁まで
溶存酸素量		JIS K 0102 32	2桁	1桁まで	0.5ng/L
生物化学的酸素要求量		JIS K 0102 21	2桁	1桁まで	0.5ng/L
化学的酸素要求量		<河川> JIS K 0102 17 <海域> JIS K 0102 17及び環境基準告示別表2の2の備考の2に定めるアルカリ性法	2桁	1桁まで	0.5ng/L
浮遊物質		環境基準告示付表8	2桁	整数	1mg/L
大腸菌群数		環境基準告示別表2の1の備考の4に掲げる最確数法	2桁	1桁 ×10 ⁿ MPN	1.8×10 ⁰
ノルマキチン抽出物質(油分)		環境基準告示付表9	2桁	1桁まで	0.5ng/L
全窒素		<河川> JIS K 0102 45.2、45.3又は45.4 <海域> JIS K 0102 45.4	2桁	2桁まで	0.05mg/L
全燐		JIS K 0102 46.3	2桁	3桁まで	0.003mg/L
フェノール類		JIS K 0102 28.1	2桁	3桁まで	0.005mg/L
特殊項目	銅	JIS K 0102 52.2、52.3、52.4又は52.5	2桁	3桁まで	0.005mg/L
	亜鉛	JIS K 0102 53	2桁	3桁まで	0.001mg/L
	溶解性鉄	JIS K 0102 57.2、57.3又は57.4	2桁	2桁まで	0.08mg/L
	溶解性マンガン	JIS K 0102 56.2、56.3、56.4又は56.5	2桁	2桁まで	0.01mg/L
	全クロム	JIS K 0102 65.1	2桁	2桁まで	0.03mg/L
	陰イオン界面活性剤	JIS K 0102 30.1	2桁	2桁まで	0.01mg/L
	亜硝酸性窒素	JIS K 0102 43.1	2桁	2桁まで	0.04mg/L
	硝酸性窒素	JIS K 0102 43.2.1、43.2.3又は43.2.5	2桁	2桁まで	0.04mg/L
	アンモニア性窒素	JIS K 0102 42.1、42.2又は42.5	2桁	2桁まで	0.04mg/L
	磷酸性燐	<河川> JIS K 0102 46.1.1又は46.1.2 <海域> JIS K 0102 46.1.1	2桁	3桁まで	0.003mg/L
項目	プランクトン数	気象庁刊 海洋観測指針6.2(主なる種類の検索及び定量)	—	—	—
	クロロフィルa	海洋観測指針6.3	2桁	1桁まで	0.1µg/L
	懸濁物質の強熱減量	JIS K 0102 14	2桁	整数	—
	濁度	JIS K 0101 9.4	2桁	1桁まで	0.2度
	EPN	「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」(平成11年3月12日付け環水企第89号、環水管第69号、環水規第79号。以下「測定方法通達」という。)付表1の第1又は第2	2桁	4桁まで	0.0006mg/L

区分	測定項目	測定方法	記載方法		
			有効数字	小数点以下	報告値下限値
特定項目	トリロメタン生成能	平成7年環境庁告示第30号別表に掲げる方法	2桁	4桁まで	0.0004mg/L
	・クロロホルム生成能		2桁	4桁まで	0.0001mg/L
	・ジクロロアセチル生成能		2桁	4桁まで	0.0001mg/L
	・クロロアセチル生成能		2桁	4桁まで	0.0001mg/L
	・アセチル生成能		2桁	4桁まで	0.0001mg/L
監視項目	クロロホルム	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1	2桁	3桁まで	0.006mg/L
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1	2桁	3桁まで	0.004mg/L
	1,2-ジクロロプロパン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1	2桁	3桁まで	0.006mg/L
	p-ジクロロベンゼン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1	2桁	2桁まで	0.03mg/L
	イソキサチオン	測定方法通達付表1の第1又は第2	2桁	4桁まで	0.0008mg/L
	ダイアジノン	測定方法通達付表1の第1又は第2	2桁	4桁まで	0.0005mg/L
	フェニトロチオン	測定方法通達付表1の第1又は第2	2桁	4桁まで	0.0003mg/L
	イソプロチオラン	測定方法通達付表1の第1又は第2	2桁	3桁まで	0.004mg/L
	オキシ銅	測定方法通達付表2	2桁	3桁まで	0.004mg/L
	クロロタロニル	測定方法通達付表1の第1又は第2	2桁	3桁まで	0.004mg/L
	プロピザミド	測定方法通達付表1の第1又は第2	2桁	4桁まで	0.0008mg/L
	ジクロロボス	測定方法通達付表1の第1又は第2	2桁	4桁まで	0.0008mg/L
	フェノバルブ	測定方法通達付表1の第1又は第2	2桁	3桁まで	0.002mg/L
	イプロベンホス	測定方法通達付表1の第1又は第2	2桁	4桁まで	0.0008mg/L
	クロロニトロフェン	測定方法通達付表1の第1又は第2	2桁	4桁まで	0.0001mg/L
	トルエン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2	2桁	2桁まで	0.06mg/L
	キシレン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2	2桁	2桁まで	0.04mg/L
	フタル酸ジエチル	測定方法通達付表3の第1又は第2	2桁	3桁まで	0.005mg/L
	ニッケル	JIS K 0102 59.3又は測定方法通達付表4若しくは付表5	2桁	3桁まで	0.001mg/L
	モリブデン	JIS K 0102 68.2又は測定方法通達付表4若しくは付表5	2桁	3桁まで	0.007mg/L
アンチモン	JIS K 0102 62.2又は測定方法通達付表6	2桁	4桁まで	0.0002mg/L	
その他の項目	気温	JIS K 0102 7.1	—	1桁まで	—
	水温	JIS K 0102 7.2	—	1桁まで	—
	色相	JIS K 0102 8	—	—	—
	臭気	JIS K 0102 10.1	—	—	—
	透視度	JIS K 0102 9	2桁	整数	—
	塩素イオン	JIS K 0102 35	—	整数	10mg/L
	塩分	海洋観測指針5.3	—	2桁まで	—
電気伝導率	JIS K 0102 13	3桁	整数	1mS/m	

(底質)

区分	測定項目	測定方法	記載方法		
			有効数字	小数点以下	報告値下限値
健康項目	カドミウム	昭和63年環水管第127号「底質調査方法」(以下「底質調査方法」という。)に掲げる方法	2桁	2桁まで	0.01mg/kg
	全シアン	底質調査方法	2桁	1桁まで	0.1mg/kg
	鉛	底質調査方法	2桁	1桁まで	0.1mg/kg
	砒素	底質調査方法	2桁	1桁まで	0.1mg/kg
	総水銀	底質調査方法	2桁	2桁まで	0.01mg/kg
	アルキル水銀	底質調査方法	2桁	2桁まで	0.01mg/kg
	PCB	底質調査方法	2桁	2桁まで	0.01mg/kg
一般項目	水素イオン濃度	底質調査方法	—	1桁まで	—
	化学的酸素要求量	底質調査方法	2桁	1桁まで	0.5mg/g
	硫化物	底質調査方法	2桁	1桁まで	—
	強熱減量	底質調査方法	2桁	1桁まで	—
	酸化還元電位	現場で測定することを前提とし、酸化還元電位計により測定	3桁	整数	—
	総クロム	底質調査方法	2桁	1桁まで	0.1mg/kg
ノマルキリ抽出物質	環境庁指定「水島重油流出事故による環境影響総合調査方法」	2桁	1桁まで	0.5mg/g	

環境基準値一覧表

(1) 人の健康の保護に関する環境基準 (健康項目)

項目	基準値	対象水域	項目	基準値	対象水域
カドミウム	0.01mg/L以下	全 公 共 用 水 域	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	全 公 共 用 水 域
全シアン	検出されないこと		トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	
鉛	0.01mg/L以下		テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	
六価クロム	0.05mg/L以下		1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/L以下	
砒素	0.01mg/L以下		チウラム	0.006mg/L以下	
総水銀	0.0005mg/L以下		シマジン	0.003mg/L以下	
アルキル水銀	検出されないこと		チオベンカルブ	0.02mg/L以下	
PCB	検出されないこと		ベンゼン	0.01mg/L以下	
ジクロロメタン	0.02mg/L以下		セレン	0.01mg/L以下	
四塩化炭素	0.002mg/L以下		硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下		ふっ素	0.8mg/L以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L以下		ほう素	1mg/L以下	
トリス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下				
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下				

- (注) 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。またアルキル水銀及びPCBについては「検出されないこと」をもって基準値とされているので、同一測定点における年間の全ての検体の測定値が不検出であることををもって基準達成と判断する。さらに総水銀に係る評価方法は(注)3のとおり。
 2 「検出されないこと」とは、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 3 総水銀についての目標の適否の判定は、年間の測定値中、0.0005mg/Lを超える検体が調査対象検体の37%以上である場合を不適とする(昭和49年12月23日付け環水管第182号)。
 4 海域についてはふっ素、ほう素の基準値は適用しない。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準 (生活環境項目)

ア 河川 (湖沼を除く)

類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100ml 以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100ml 以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L以下	5mg/L 以上	5,000MPN/100ml 以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。
 2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 " 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 " 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水1級：沈澱等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 " 3級：特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を感じない限度

イ 海域

①

類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級、水浴、自然環境保全 及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100ml 以下	検出されない こと
B	水産2級、工業用水及びC以下 の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	-	検出されない こと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	-	-

備考

1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100ml以下とする。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
" 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
- 3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を感じない限度

②

類型	利用目的の 適応性	基準値	
		全窒素	全リン
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
II	水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1 mg/L以下	0.09mg/L以下

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
- 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

2 地下水質測定計画

平成13年度地下水質測定計画

(目 的)

この測定計画は、水質汚濁防止法第16条の規定により、大阪府域の地下水の水質の常時監視を行うために実施する水質等の測定について、測定地点、測定項目及び測定方法その他必要な事項を定めるものとする。

(調査の区分)

測定計画に基づく調査の区分は、次のとおりとする。

(1) 概況調査

府域の全体的な地下水の水質の概況を把握するとともに長期的な観点から定点における経年的な変化を把握するために実施する地下水の水質調査とする。

(2) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査等により新たに発見された汚染について、その汚染範囲を確認するために実施する地下水の水質調査とする。

概況調査等により新たに汚染が発見された場合、できるだけ速やかに当該調査を実施するものとする。

(3) 定期モニタリング調査

汚染井戸周辺地区調査により確認された汚染の継続的な監視等、経年的なモニタリングとして定期的に実施する地下水の水質調査とする。

(測定地点及び測定機関)

測定地点及び測定機関は、別表1及び別表2のとおりとする。

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 概況調査 | 82 地点 |
| (2) 定期モニタリング調査 | 130 地点 |

(測定期間)

測定期間は、平成13年4月1日から平成14年3月31日までとする。

(測定項目)

測定項目は、原則として次のとおりとする。

(1) 概況調査

ア 一般項目

気温、水温、外観、臭気、透視度、pH

イ 環境基準項目

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素

(ただし、アルキル水銀については、総水銀が検出された場合に限る。)

(2) 汚染井戸周辺地区調査

環境基準項目のうち検出された項目とする。

(3) 定期モニタリング調査

一般項目及び測定地点ごとに別表2に掲げる項目とする。

(測定回数)

測定回数は、原則として次のとおりとする。

- | | | |
|----------------|-----------|------|
| (1) 概況調査 | 各測定地点において | 1回以上 |
| (2) 定期モニタリング調査 | 各測定地点において | 1回以上 |

(測定方法)

測定方法は、原則として別表3のとおりとする。

(試料の採取等)

- (1) 試料の採取については、井戸の設置者に協力を求めるものとする。
- (2) 井戸の諸元（深度、用途等）については、できる限り把握するものとする。

(測定結果の報告)

- (1) 測定結果は、大阪府へ別表4の様式により平成14年5月21日までに報告するものとする。
- (2) 環境基準項目の測定の結果において環境基準を超える値が検出されたときは、直ちに大阪府へ報告するものとする。

(その他)

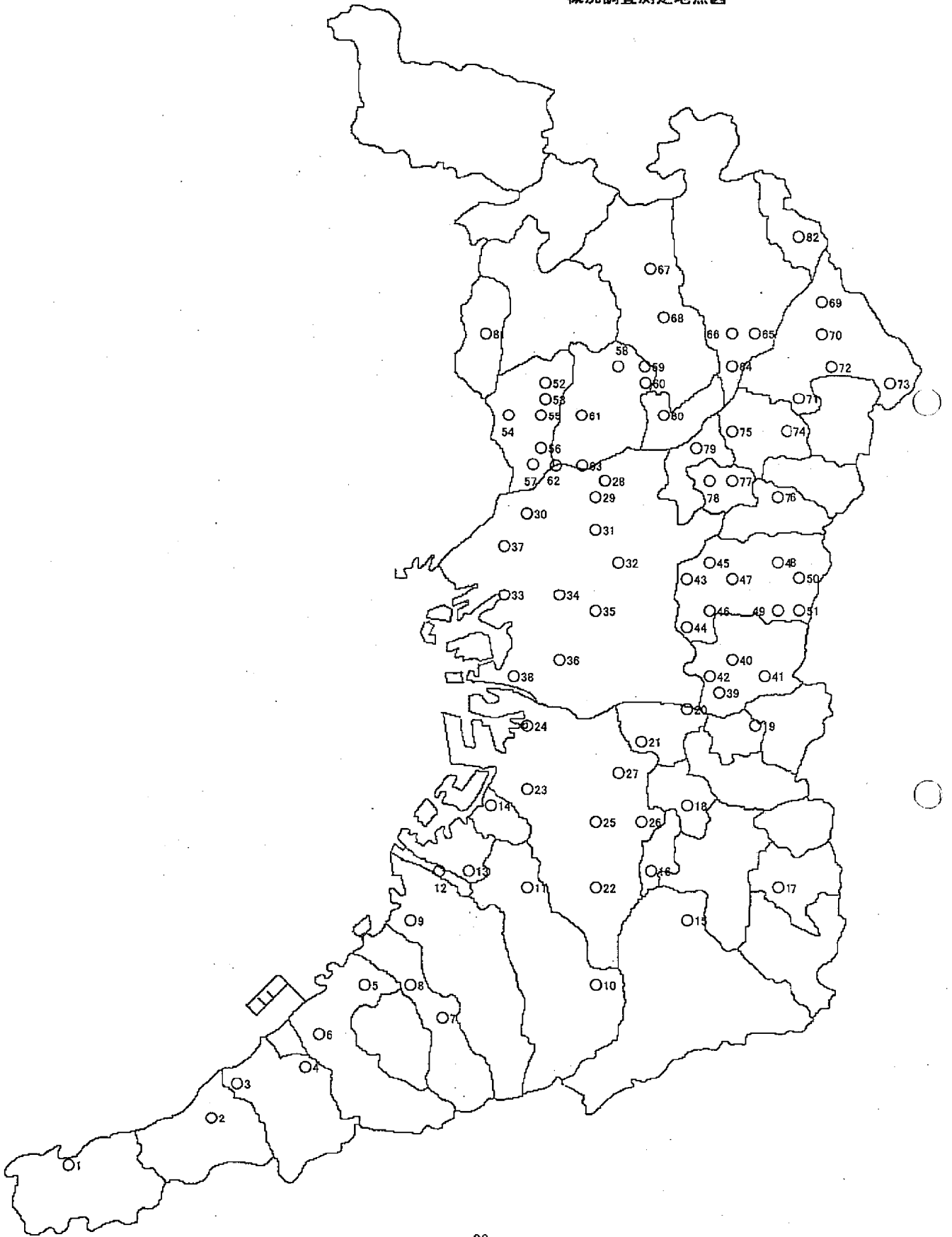
本計画に定めのない事項については、測定機関と協議のうえ定める。

(別表-1)

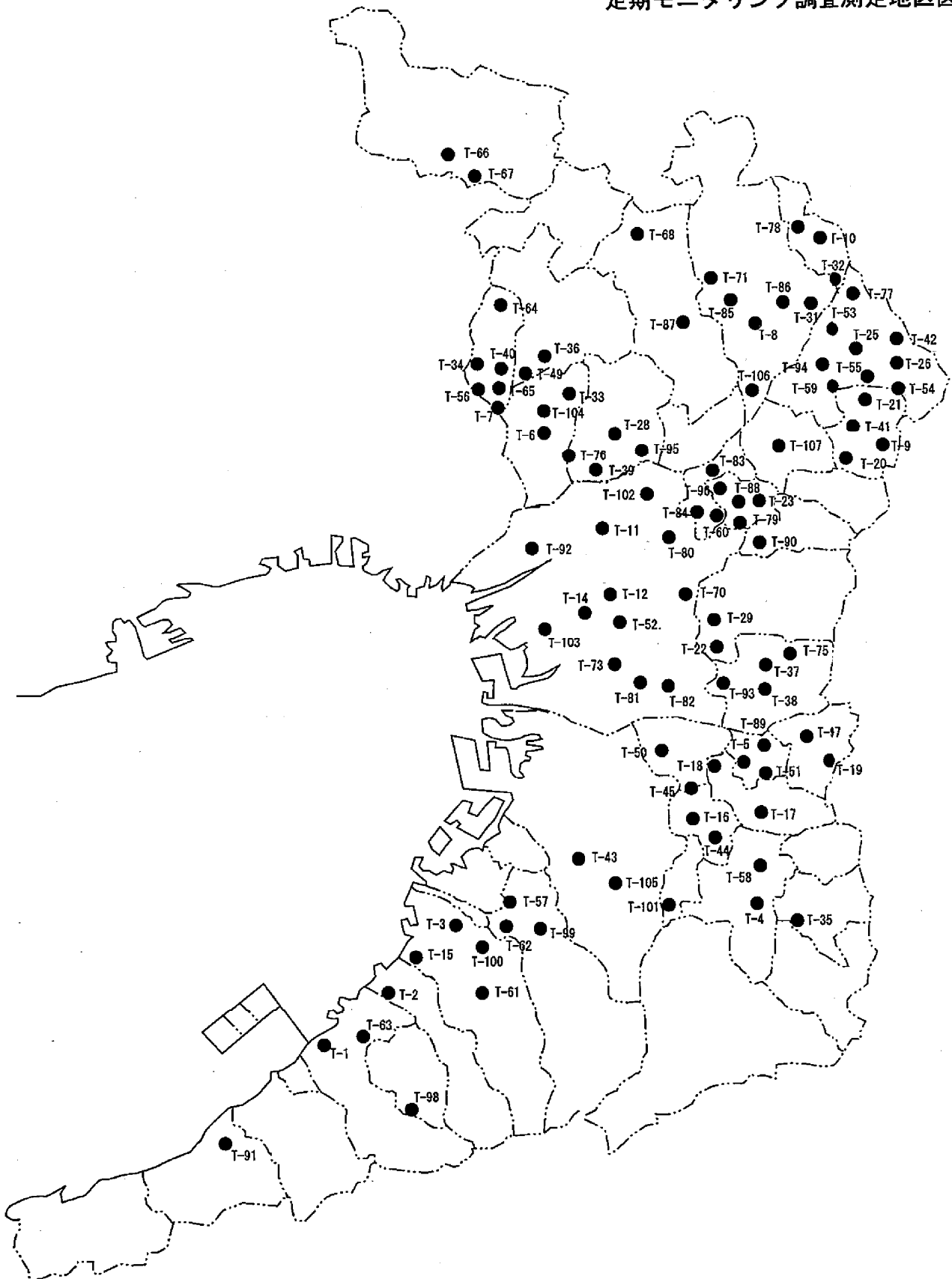
測定地点及び測定機関総括表

測定機関	測定地点数		合計
	概況調査	定期モニタリング調査	
大阪府	28	60	88
近畿地建	2	3	5
大阪市	9	14	23
堺市	6	2	8
豊中市	6	4	10
吹田市	6	5	11
高槻市	3	15	18
枚方市	5	13	18
八尾市	4	9	13
東大阪市	9	1	10
寝屋川市	2	2	4
茨木市	2	2	4
合計	82	130	212

概況調査測定地点図



定期モニタリング調査測定地区図



(別表-3)

測定方法一覧表

区分	測定項目	環境基準 (mg/L)	測定方法	報告下限値 (mg/L)
環境基準項目	カドミウム	0.01 以下	規格55に定める方法	0.001
	全シアン	検出されないこと	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法	0.1
	鉛	0.01 以下	規格54に定める方法	0.005
	六価クロム	0.05 以下	規格65.2に定める方法	0.04
	砒素	0.01 以下	規格61.2又は61.3に定める方法	0.005
	総水銀	0.0005以下	昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法	0.0005
	アルキル水銀	検出されないこと	昭和46年12月環境庁告示第59号付表2に掲げる方法	0.0005
	PCB	検出されないこと	昭和46年12月環境庁告示第59号付表3に掲げる方法	0.0005
	ジクロロメタン	0.02 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2 又は5.3.2 に定める方法	0.002
	四塩化炭素	0.002 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法	0.0002
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1 又は5.3.2 に定める方法	0.0004
	1,1-ジクロロエチレン	0.02 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2 又は5.3.2に定める方法	0.002
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2 又は5.3.2 に定める方法	0.004
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法	0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法	0.0006
	トリクロロエチレン	0.03 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法	0.002
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法	0.0005
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2 又は5.3.1 に定める方法	0.0002
	チウラム	0.006 以下	昭和46年12月環境庁告示第59号付表4に掲げる方法	0.0006
	シマジン	0.003 以下	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5 の第1又は第2に掲げる方法	0.0003
	チオベンカルブ	0.02 以下	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5 の第1又は第2に掲げる方法	0.002
	ベンゼン	0.01 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2 又は5.3.2 に定める方法	0.001
	セレン	0.01 以下	規格67.2又は67.3に定める方法	0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.3 又は43.2.5に定める方法。亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法	0.08	
ふっ素	0.8 以下	規格34.1に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表6に掲げる方法	0.08	
ほう素	1 以下	規格47.1若しくは47.3に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表7に掲げる方法	0.02	

(注) 桁数については、有効数字を2桁とし、3桁目以下を切り捨てる。
また、報告下限値の桁を下回る桁については切り捨てる。

(別表-4) 地下水質測定結果個別表

調査機関名

整理番号		ページ /				
市町村名	市町村名 (漢字最大7文字まで)					
	市町村名 (フリガナ最大14文字まで)					
	市町村コード (3桁の数字)					
地区名	地区名 (漢字最大13文字まで)					
	地区名 (フリガナ最大26文字まで)					
	地区番号 (4桁の英数字)					
	地区メッシュ・コード					
井戸諸元等	井戸番号	井戸個別番号(6桁の英数字)				
		測定計画の番号				
	井戸深度(m)	[NA:不明, RA:深度に範囲あり]				
	浅深井戸の別	[1:浅井戸, 2:深井戸, 3:その他]				
調査	用途区分	[1:水源, 2:一般, 3:生活, 4:工業, 5:その他]				
	調査区分	[1:概新, 2:概再, 3:汚染*, 4:定期]				
		*上記区分が(3:汚染)の場合、その地区名				
測定結果	調査年月日	[西暦年下2桁. 月. 日]				
	気温	(°C)				
	水温	(°C)				
	外観					
	臭気					
	透視度	(cm)				
	pH					
	カドミウム	0.01	mg/L以下			
	全シアン	不検出				
	鉛	0.01	mg/L以下			
	六価クロム	0.05	mg/L以下			
	砒素	0.01	mg/L以下			
	総水銀	0.0005	mg/L以下			
	アルキル水銀	不検出				
	PCB	不検出				
	ジクロロメタン	0.02	mg/L以下			
	四塩化炭素	0.002	mg/L以下			
	1,2-ジクロロエタン	0.004	mg/L以下			
	1,1-ジクロロエチレン	0.02	mg/L以下			
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	mg/L以下			
	1,1,1-トリクロロエタン	1	mg/L以下			
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	mg/L以下			
	トリクロロエチレン	0.03	mg/L以下			
	テトラクロロエチレン	0.01	mg/L以下			
	1,3-ジクロロプロペン	0.002	mg/L以下			
チウラム	0.006	mg/L以下				
シマジン	0.003	mg/L以下				
チオベンカルブ	0.02	mg/L以下				
ベンゼン	0.01	mg/L以下				
セレン	0.01	mg/L以下				
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	mg/L以下				
ふっ素	0.8	mg/L以下				
ほう素	1	mg/L以下				
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	mg/L以下				
その他	調査実施主体 [1:国, 2:都道府県, 3:市町村]					
	措置1 [01~09 複数選択可]					
	措置2 [01~11 複数選択可]					
	備考(最大25文字まで)					

メッシュコード説明図

- 行政管理庁（現総務庁）告示の標準地域メッシュに基づいて作成したものであり、メッシュコードについてもこれに準じている。
- 北緯 $34^{\circ}40'$ を境として南部をコード5135、北部をコード5235で表す。
- 南部及び北部をそれぞれ10kmメッシュに区画し、2桁のコードで表す。
- 各10kmメッシュを2kmメッシュに区画し、2桁のコードで表す。
- 一つの2kmメッシュは8桁のコードで特定される。

